

Title	チユードル、スチュアート両朝に於ける工業政策 ( 四、完 )
Sub Title	
Author	高木, 寿一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1923
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.17, No.6 (1923. 6) ,p.962(140)- 973(151)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230601-0140">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19230601-0140</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

發展である。人の一生涯、その人の事業の一轉機を何處に求め定む可きやは難事である。従つて一八四五年が自覺せるラスキンの生涯を生み出せるものとして特筆せらる可きは異論なき所であらう。併し一八四三年の著作の繼續を以て上、述べたるが如くに解するは、然かも一八四四年三月十日 Google 宛の手紙丈けを以つて、聊か早計たるに當該書翰の眞義に就いて多少の疑義を懐かしむるものがある。

附記 續稿の豫定なるも一先づ之れを以て完結とする。

### チュードル、スチュアート

### ト兩朝に於ける工業政策

#### 策 (四・完)

高木 壽一

七

一五六三年一月制定せられたる Statute of Artificers に於ける重要な部分をなすものは徒弟に關する規定並に賃銀公定に關する規定であ

該條令に於ける徒弟規定の目的とする所は、青少年者が適當に訓練せられ、諸産業に對する少年職工の供給過多を防ぎ、雇主に對する適當なる勞働の供給を得、且つ一階級より他階級への自由なる移動を防止するによつて現存の社會的分岐を維持せんとしたるものである。

第一に、總べての工匠は都鄙を問はず正規の徒弟修業をなすべく、其期間を最短七箇年としたることは當時多くの地に於て行はれ居たる修業期間を延長すること大なるものであつた。此條令以後、田舎に於ける工匠は最早、都市工匠よりも短期間に修業せしむること不可能となり、都市工匠の受けたる不利益を排除せんとした。尙同規定は都鄙により少年に對する職業選擇の規定を含む。即、自治都市に住むと、自治權なき市場地に住むと或は又田舎に住むとに由

り、及其父母の職業的及財産的資格に由りて子弟の職業選擇の自由を拘束し、以て當時都鄙の利害の相容れざりし點を緩和せんとする。而も少年が農事に徒弟となり、或は鍛冶工以下、自家用織物織匠等に至る田舎生活に必要な職に徒弟たることは自由なりとせられた。加之、少年が當時現存せし職業を營むには必ず七年間の徒弟修業を必要なりとせることは同じく職業轉換に對する新なる障害を興ふるものであつた。

(本誌前號抽稿一四九頁)  
(二一) (七) 參照

右の諸規定の中には明に、既にヘンリー八世の時代よりエリザベス即位に到るまでの間に於て常に増加せる諸法制の目的とせる所と同じく田舎に於ける工業に對して都市工業を保護せんとするの意を認める事が出来る。而も一般工業と異りて、其市場の廣大なる、從て生産組織の最も進歩せる、或は資本主義的利益の有力なる、織

物關係の諸業に就ては既存の法制(例令、一五五五年 Weavers' Act 本誌十六卷五號抽稿參照)と極めて異なる態度を示す。例令、Weavers' Act に於ては「都市 (City, borough, town corporate or market town) 外に住む織匠は同時に二人以上の徒弟を有すべからず」とせられたるに、此徒弟條令に於ては、織物關係の諸業並に靴匠の職を營むものに對しては、徒弟の數と巡回職人雇傭數との間の所定の割合を遵奉する以上、徒弟雇傭數に何等の制限をも加へて居ない。(前號一四九頁(16)參照) 此規定は從て都鄙の機業家 (Clothier) の利益に應じ、且つ巡回職人或は小親方工匠等の利益を害することの少ならんことを期したるものである。而も既に記せる如く之等の大工業に於ては特權的都市を離れ次第に田舎に移りて、自由と低廉を求めつゝあり、即工業地域の擴大と移動、工匠と商人の職分の分離及大生産方法

の行はれんとする等の諸現象、社會的關係が益々複雑の度を加へつゝある時代にありて、全國を通ずる各階級の區別を維持し、永く其相互關係の均衡を得せしめんことは到底難事たらざるを得ならず。(Cunningham Growth of English Industry and Commerce in Modern Times p. 29-33. Unwin Industrial Organisation p. 139-40 による)

徒弟規定の實施に於て、クラフト組織の嚴存する所にては實行し得、之によりて競争を防止し得べしと雖も、クラフト組織の衰微しつゝある地及存在せざる地方に於ては之を實施せんは決して容易なることではなかつた。例令徒弟法に定むる七ヶ年の徒弟修業期間を遵奉せしむるには、特殊の監督機關の存在を必要とすべきものであつた。之が缺陷より生ずる所の不満の聲は該條令發布後屢々聞かるる所であつた。該條

令發布後、十年を経たる一六七二年に於て該條令施行に關してなされたる提議により左の如き事情を窺ふことが出来る。

即曰く、Statute of Artificers に定められたる規定特に徒弟に關する規定は、既に從來より又現に今日(一六七二年)に於ても、卑劣なる雇人等の巧妙なる企らみと、且つ又雇主側に於ける不秩序なる行爲によりて、單に閑却せられ居るのみならず、又故意に違反せられ、現に益々空文、無効のものと看做さるるに到らんとして居る。且つこは、現に國內に充滿しつゝある多數の無勞の徒ある主因或は唯一の原因である。依て速かに手段を講ずることなくば、益々無勞、無賴の徒を増加せしめ且つ之を維持する手段たるに終るであらうと。

第一に、該條令の規定の罰則あるにも係らず、全國を通じて農業初め各職に雇傭せらるゝ各種

の雇人は、擅に契約期間の満了前に、雇主より偷みて突然逃亡し、或は自己の過失を叱責せらるるを不快とし、雇主と争ひて何等、修業證明書(Certificate or testimonial)を得ずして奔然、雇主を去り、證明書を偽造し或は偽造せしめ、偽造修業證明書を持って他の州に入り、或は他の教區に移りて雇傭せられる。而して雇人等が斯く不秩序に雇主を敢て去る眞の原因は、該條令に依れば、修業證明書の作成、調印、交附に就て何等の規定なきがためである。修業證明書は雇主或一家中の者が書きて交附し、僧侶或は官吏の立會なきが故に、雇人等をして證明書を重視せしむるに足らず、容易に之を偽造し得る。假令、正規の手續により雇主より雇人に交附せられたりともせよ、同州を去りて他の州に入るに於ては、證明書に記されたる雇主の記號、姓名を知る者は千人中の一にも足らないのである。

第二に、同じく又、之等の修業證明書を提示せざる雇人を雇傭すべからずとの規定を犯すを知りながら、必要なるが儘に、證明書を有せざる者を雇傭する者あるは明である。而も雇主に對りては證明書に記されたる氏名を知ることなく、其地も亦遠隔なりとすれば、眞否を知るは到底困難にして、寧ろ簡易の故を以て、證明書なき者を雇傭し、正直なる雇人は往々にして長く職を得ざることがある。又雇主は最も其勤勞を要する場合に兩方面より欺かるるのである。

何故、該條令が斯る弊害によりて行はれざるに到りしかの原因は、何人も之が矯正を企つる苦痛、困難と費用に値する利益を受け得ないからである。之を全國を通じて行はんは極めて難事にして加ふるに極めて費用を多く要することなのである。

茲に於て之が對策として、全國各州各教區に



れざるべしと云ふは演繹論に基くものにして、若干の修正を要するものである。右に記せる表の明に示す所である。

且つ右に擧げたる「地方別」による九十七度の賃銀公定は必ずしも治安判事の決定全部を示すものにあらざることを示すは諸公文書中に、多數の賃銀公定がなされたるも現在吾人の得る所とならざることを示す章句の存在せること、及四季裁判(Quarter Session)記録によりて明かなる如く、或州或都市にては年々命令によりて現存の公定賃銀を繼續する習慣の存せしことにして従て同法の實施は假令新賃銀制定がなされざる時と雖も治安判事の注意を受けて居たのである。即現在尙殘存する所の賃銀制定の證左は多數の消滅せるものの中より出でたる殘物なのである。従て賃銀制定の證左が現存せるもの少なきを以て該條令が空文に終れりとなす推測は謬

つて居る。極めて多數の賃銀制定の事實が後代に其跡を残さずして消滅して居るのである。而して又、舊賃銀率を屢々再公布せしことは必ずしも怠慢を意味するものではない。該條令は一時的なる物價の變動に賃銀を適應せしめんがため機關ではない。斯くの如きは市場の支配、食料品價格の決定に於てなすべきことであつた。従て治安判事が短期間の變動に賃銀を適應せしめざりしとしても必ずしも、該法の精神は行ひ得ざりしものとは云へないのである。(Tawney *ibid.* p. 330-7 に據る)

而して Statute of Artificers により賃銀制定を行ふに當りて其目的とする所は、織物關係の諸業に對すると其以外のもの殊に農業に、することによりて甚しき相異を示した。

的は治安判事によりて合理的なりと思惟せられたる率より以上に賃銀の騰貴するを防止せんとするにある。即最高賃銀の決定にある。該條令は之等の職業に關する限り法定賃銀率より多くを支拂ひ、又は受取りたる者を罰すれども、少く支拂ひ、少なく受取りたる者を罰することはない。既に記せる如く、該條令の賃銀規定は前代の諸法制の固定最高額に代ふるに滑準法を以てしたのである。其年々の賃銀制定により、飢饉、豐年の時に於て適當の割合の賃銀を被備者に與へんとする目的を達し得たものであると云へる。尙最高賃銀決定の政策を當時の一般の經濟的、社會的狀態より見るに第十六世紀の社會組織の二個の基本的事實は財産の廣汎なる分配と、賃銀労働の缺乏である。勿論 Commutation (役務の貨幣代納)はエリザベス治世前に完成し、雇傭労働者として職を得べきもの多數に存

在し、且つ第十五世紀中葉以來の農業革命が賃銀を得て生計を立つる土地を有せざる農民を増加せしめたりとは雖も、多數の財産所有者と比較的少數の賃銀労働者との均衡を全く變化せしむるには足りなかつた。多數の人民が織物業に従事する East Anglia 其他の地方を除けば、一家が全然其生計を賃銀労働に依頼せるが如きは田舎に於ては寧ろ例外たるものであつた。此永久的なる賃銀労働者の少なかりしことは特に農事繁忙の時に他より労働を得るの必要あり、従て、一五三三年の條令の中に於て治安判事其他の有司をして、穀物、乾草の收穫時に、必要に應じて労働に適する總べての工匠及其他の人々を徵集し得るの權能を與へたる所以である。

(前號拙稿一四八頁(8)參照) 織物工業以外の田舎に於ける代表的工匠は、賃銀労働者として雇傭せらるる者次第に増加しつゝ、ありたれども、尙小親

方工匠或は自作農であつた。賃銀労働者たる者は斯る時に於ては雇主に對して比較的強き立場にある。賃銀制定の目的は多數の工匠を犠牲にして特権的地位にある雇主を利せんとするにあらずして工匠の一階級を他の階級に對して保護する事である。從て該制度は賃銀労働者が壓迫に對して無力たるの證にあらずして、屢々自己と大差なき雇主をして不利益なる取引をなさしむるを得る力あるの證左である。少くとも、第十六、七世紀の農業労働者を以て經濟的壓迫の犠牲者なりと見るは誤りである。彼等が賃銀値上の手段としては第一に彼等は労働を賣ることを拒絶し、雇主のために働くことなくして自宅に於て働くによりて消極的抵抗をなすことが出來た。此選擇は農、工業に於ける小規模の生産の一般に行はれたる當時に於ては可能であつたのである。第二に、チュードル朝時代の人口稠

密ならざる英國にては耕地は實に未墾不毛地の大洋中にある島嶼の如きものであつた。從て自己の労働に酬らるる條件に満足せざる者は屢々占有せられざる土地に到つて自ら働き獨立の生活をなすことが出來たのである。又若し、最高賃銀制定が廣く苛酷なるものと見做されしならば、それに反對して、恰も圍墻(enclosure)に反對する農民によつて實に屢々なされたる如く、或請願或は騷擾について確に何等か聞く所がなくしてはならない。此種の何物も農業労働者によつてなされしを聞かざることは賃銀に關する國家の干渉が堪え得ざる苦惱を考へられざりしものと信するに足る有力なる證左となるであらう。

然るに織物工業に於ける事情に到つては全然相異なるものがある。若し第十六、七世紀に於て右に述べたるが如

き主として農業に於ける労働問題が中世に於けると同じく賃銀労働者の缺乏より生じたるものとすれば、織物諸工業に於ける労働問題は全く近世的性質を帶び、多數工匠が雇主によりてなされる強制に抵抗し得ざるに存したのである。Statute of Artificers を織物諸業に於ける標準賃銀の維持に用ふるは時々、政府並に治安判事會議のなせる所にして其一般的效果は工匠の虐使せらるるを保護せんがためなりと想像せられる。實に此の方面に於ける労働者に對して行はれたる政策は該工業の特殊の状態に出づるものである。毛織物生産は第十六世紀に於て資本主義的利益の最も廣く行はれ居たる工業部門であつた。當時の同工業より見て派生的なる北部例令 Yorkshire 地方を除き、所謂主なる Clothing Counties と稱せらるる Norfolk, Suffolk, Wiltshire, Gloucestershire, Somersetshire, Devonshire

に於ては、同工業の商業的、工業的方面を分離せしめ、其大部分をして資本主義的形態に到らしめた。實際的作業者は最早獨立の工匠たることなく、全然、大機業家(Clothier)の雇傭に頼ることとなつた。斯る變遷の最も一般的なる結果が所謂 Domestic System の成立なることは既に述べたる所である。(本誌、第十六卷第五號、拙稿第九項)

既に從來とても織物工業の工匠をば他の工匠とは異りたる取扱ひをなすの條規存し、該工業に於ける工匠に對して、最低賃銀率を決定することに就て國家は既に幾多の經驗を有して居たのである。然共假令織物工業に於ける状態は他の産業と異なる、特殊的性質を有したりしにもせよ、Tawney 教授の云ふ如く「吾人が賃銀制定に關してなす觀察は明に該 Statute of Artificers が制定せられたる時代の經濟に於て賃銀労働者が行ふ部分の觀察に頼らざるべから

す」(Tawney: *ibid.* p. 309) とすれば條令制定の主旨より見て賃銀労働の缺乏せる農業其他の産業に對して最高賃銀を定むるよりも、寧ろ賃銀労働の豊富なる織物諸工業の労働者に對して最低賃銀の決定を行ふをこそ、該條令の賃銀に關する規定の最も努むべき點にして又最も効果あるべき方面でなければならぬのである。然るに該條令制定後、此方面に對する賃銀問題は何故か、恐らくは資本主義的利益を害せんことを憚りてか、エリザベス治世の後期に到るまで政府の注意を牽くに到らなかつたのである。

一五九三年に於て飢饉による不況の一般に甚しきに到るや、四個の法案は議會に提出せられた。之等の法案の一是從來、紡工織匠等が機屋と約定せる品を作らずして不正をなすこと、及こは機屋より給せらる賃銀其他の給與充分ならずして、紡工、織匠等が一家を維持するに足ら

ざることに原因する所あるを擧げ、依て法を定めて之等の不正を禁ずると共に、併せて之等の工匠のために充分なる賃銀を與へんがために各作業による詳細なる賃銀を擧示し該賃銀より少額を支拂ふべからず、又從來該賃銀よりも多額なりしものは其儘繼續すべき旨が提議せられて居る。(細目についてはBland: *English Economic History* p. 336-341 に載録せらるる所の同文参照) 其他の提案は賃銀の決定額につきて異同があつた。而も之等は孰れも皆遂に法令となるに到らざりしが、斯る提案の存せし事實は次第に此方面に注意を牽くに到りしを示すものであつた。其後十年を経たる一六〇三年に到りて *An Act empowering Justices to fix Minimum Rates of Payment* が制定せられた。

同法令に於て(1)從來疑義ありたる、農業以外の總べての労働者、織匠、紡工及凡ゆる工匠に

對して賃銀を決定するの權能を治安判事に與ふること。(2)羊毛工業に於ける工匠の關する限りに於ては決定せられたる賃銀は最低額たるべきこと。即ち若し機屋其他の者が賃銀の規定、賃銀率、決定等に従ふを拒み、其織匠、紡工、其他の男工、女工に對して、評價、制定せられたると同額以上の賃銀を支拂はざるに於ては「十志の罰金を課せらる。(3)機業家にして、同時に治安判事の職にある者は織匠紡工、其他の織物製造と生業とする者の賃銀決定に參與すべからずとせられた。此規定なくしては前二者は極めて價値なきものに終るのである。

遮莫同法令に云へる所によれば、一五六三年の條令中、賃銀に關する規定が、總ての種類の工匠に適用せらるべきものなりや、或は農業労働者のみに適用せられるべきものなりやに就て、從來幾多の疑義の存せしがために充分に施行し

得ざりしものなれば、*Statute of Artificers* の賃銀規定は其制定後少くとも三四十年間は、工業殊に織物工業の方面に於て其適用を著しく拘束せられたることを知ることが出来るのである。(主として *Vierteljahrschrift für Sozial und Wirtschaftsgeschichte* 1913. Tawney. p. 533-49. Bland: *English Economic History* p. 336-43. に據る。)(完)

(本稿は未だ半なれども一先稿を結びて餘は他日に譲る。)

雜 報

理財學會々報

五月十八日午後一時より大ホールに於て理財學會春季大會を開催す。講演者氏名及び講演の概要次の如し。

經濟的獨立自尊

瀧本誠一氏

經濟的見地より觀たる獨立自尊の必要なる所以を闡明す。由來、政策なるものは近世に於る一般社會思想の發達